　　ふれあい会食会事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、一人暮らし高齢者等に会食又は配食サービスを通じて外出や地域

　住民との交流の機会を提供し、孤立感の緩和や親睦を深め、地域福祉を推進することを

　目的に、地区社会福祉協議会（以下「支会」という。）が行うふれあい会食会事業（以

　下「事業」という。）に要する賄材料費に助成を行うための必要事項を定めるものとす

　る。

（対象事業）

第２条　地域内の公共施設等を使用し、一人暮らし高齢者等を対象とした会食会や配食等

　により、地域内の人がふれあい、交流を深める事業の実施に助成を行う。

２　助成の対象経費は、会食会や対象者宅の配食に要する賄材料費とする。

（助成金の額等）

第３条　毎年の４月１日現在の地区内の一人暮らし高齢者数に給食サービス実施者数（

　１回１０人を超えない人数で最大３０人）を加算した数に５００円を乗じた金額で、別

　に定める限度額を超えない範囲で助成を行う。

（実施期間）

第４条　本事業は、当該年度の２月末日までに実施しなければならない。

（助成申請）

第５条　助成金を受けようとする支会は、毎年の６月１５日までにふれあい会食会助成金

　交付申請書（様式第１号）を提出しなければならない。

２　松本市社会福祉協議会（以下「本会という。）は、申請内容を確認のうえ提出を受け

　た支会へ助成金交付決定を通知するものとする。

（事業変更申請）

第６条　支会は、事業を変更し、事業の一部若しくは全部を中止しようとする場合は、

　ふれあい会食会助成金変更申請書（様式第２号）を速やかに提出し承認を得るものと

　する。

２　本会は、前項の変更または中止を承認した時は、支会へ助成金変更決定を通知する

　ものとする。

（実績報告）

第７条　事業を実施した支会は、事業終了後３０日以内、又は２月末日までにふれあい会

　食会事業報告書（様式第３号）を提出しなければならない。

（助成金の支払い）

第８条　本会は、助成金交付決定通知後８月末日までに助成金交付決定額の２分の１の

　金額を概算払いで支会へ支払い、以降１１月末日までの実績報告提出分を１２月に、２

　月末日までの実績報告提出分を３月に、それぞれ提出のあった支会へ残りの金額を精算

　払いで支払うものとする。

　　　附則

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。